

所管課		総合政策部人権推進課															
施策の大綱	まちづくりの目標(章)			施策分野(節)			施 策										
	第2章 共生共感都市			01 人権・平和			02 人権擁護の仕組みをつくる										
	事業：人権擁護推進事業												整理番号	1351			
目 的		人権擁護の仕組みを作り、人権の擁護に努める															
目 標		人権相談、人権あれこれ相談を広く周知し、人権問題に関して相談しやすい体制を整える。一人ひとりの人権が尊重され、自立・自己実現ができて幸福が追求できる人権のまちづくり実現を目的に活動している河内長野市人権協会に対して支援を行うことにより、人権の擁護に努める。															
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)		7,822		コスト情報・評価	総コスト(千円)		19,259		総合評価	B	妥当性		A			
	財源内訳	一般財源		6,868		内訳	事業費		7,822			効率性		B			
		国府支出金		954			人件費		11,437			有効性		B			
		地方債		0			公債費		0		より多様化する相談内容への対応に検討の余地がある。						
		その他特定財源		0			一人あたり(円)		172								
							世帯あたり(円)		408								
	評価理由																
貢献度		施策に対する事業貢献度		B		根拠		人権協会への支援と人権相談を通じて、市民の人権擁護に努め、市民満足度が向上している。									
今後の方向性		人権協会への支援を通じて、民間団体との協働を推進し、市民の人権擁護に努める。															

事業 優先順位		1	細事業：人権協会関係事業					整理 番号		02				
目 的		市民の人権意識の普及・高揚に努め、安心して暮らすことのできる人権のまちづくりに資する事業を行う人権協会を支援することによって、人権の擁護を実現する。												
目 標		将来的には、人権協会独自の事業展開には自主財源が必要であり、協会の自立化を進めることが必要であるが、市民の人権意識の普及・高揚を図り、人権の擁護を実現するための事業を実施している人権協会を支援する。												
事業 実施主体		委 託		事業開始 年 度		平成13年度以前		根拠 法令						
事業費・財源	財源内訳			平成25年度	平成24年度	比 較		コスト情報・従事職員数			平成25年度	平成24年度	比 較	
		事業費（決算額）（千円）		4,270	4,270	0			総コスト（千円）		9,226	10,221	-995	
		一般財源		4,270	4,270	0			事業費		4,270	4,270	0	
		国府支出金		0	0	0			人件費		4,956	5,951	-995	
		地方債		0	0	0			公債費		0	0	0	
		その他特定財源		0	0	0			一人あたり（円）		83	91	-8	
				0					世帯あたり（円）		195	217	-22	
				0					職員数（人）		0.65	0.75	-0.10	
				0					再任用職員数（人）		0.00	0.00	0.00	
今後の方向性		人権協会への支援を進めることにより、民間団体との協働を進め、市民の人権擁護に努める。												
評価	妥当性		効率性		有効性		対象者	河内長野市民						
	A		B		B									

事業：人権擁護推進事業

人権侵害を受けている、またはそのおそれのある市民に対して、日常生活の中で発生する様々な人権に関わる諸問題に応じるため、人権相談所を開設するとともに、人権あれこれ相談を実施することにより、自らの判断で問題を解決できるように適切な助言や情報の提供、関係機関の紹介や取り次ぎを行い、人権の擁護に努めた。

また、一人ひとりの人権が尊重され、自立・自己実現ができて幸福が追求できる人権のまちづくり実現を目的に活動している河内長野市人権協会に対して支援を行うことにより、人権擁護推進に努めた。

細事業：人権協会関係事業

1. 人権協会支援事業

「人権の世紀」とあるといわれている21世紀において、市民一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重され、自らの能力を発揮することにより、自立・自己実現ができて幸福が追求できる人権のまちづくり実現を目的に活動し、より多くの市民の救済実現のために事業を実施している河内長野市人権協会に対して支援を行った。

(人権協会事業内容)

[啓発事業]

1. 5月の憲法週間に横断幕やステッカー等で啓発活動を実施。
2. 市民まつりで「人権ふれあいコーナー」「平和啓発コーナー」を設置。
3. 8月に平和の大切さを訴える「愛・いのち・平和展」を開催。
4. 8月に「夏休み子ども平和施設見学会」を実施。
5. 12月の人権週間に、「人権を考える市民の集い」を開催。横断幕やステッカー等で啓発活動を実施。

[相談事業]

1. 人権侵害等で悩んでいる人に対し「人権あれこれ相談」を実施。
2. 総合福祉相談事業(CSW)を市社会福祉協議会と連携して実施。
3. 高校・大学進学等の奨学金をはじめ教育資金の案内を中心とした進路選択支援相談を実施。

[地域等活動推進事業]

1. 小中学校・公民館で実施される人権に係る教育・啓発活動を推進。
2. 地域諸団体との連携を図り、講演会や啓発映画会を実施し人権草の根活動を推進。

[その他の事業]

1. 行政や広域諸団体と協力連携を図り、人権意識の高揚に貢献。
2. さまざまな人権研修を通じて会員の資質向上を促進。